



戦後教育改革ニ関スル政策要綱

日本進歩黨

(三三) (四)

教育第一主義ノ提唱

21-2-15

1-6
21

山崎 4

敗戦ノ由ツテ来タル所ト「ポツダム」宣言ノ要請トニ鑑ミ、新日本建設ノ重大使命ヲ達成スル為、國家施策ノ根本的基調トシテ、教育第一主義ニ則リ、根本塞源的ニ教育ノ改革ヲ漸行シテ、國本ヲ不拔ニ培ハネバナラヌ。其ノ要綱次ノ如シ

一 教育方針ノ刷新

永遠ニ戦争ト武カトニ絶縁シ、國際正義ト我カ國傳統ノ平和的國是トニ立脚シテ、萬世ノ為ニ太平ヲ開キ世界平和ノ確立ト、人類文化ノ進運トニ貢献スルコトヲ目的トシ、速ニ軍國主義ト極端ナル國家主義トヲ拮据シテ、民主主義ノ真髓ニ徹底シ、個人ノ自由ヲ尊重シテ協同自治ヲ根基トスル人格ノ完成ヲ期セバナラヌ。之カ我ガ黨ノ絶対的教育方針トスル。

ニ 教育ノ權威確立

(1) 教育法令ヲ法律主義ニ改ムルコト

教育ニ清新澆漓ナル時代感覺ヲ導入スル為、教育ニ関スル法令ノ制定ハ從來ノ勅令主義ヨリ、之ヲ法律主義ニ改メテ國民ノ嚴正ナル批判ニ俟ツコトヲ要スル、

(2) 教育界ニ人材ヲ網羅スルコト

教育ハ人ニ在リ。而シテ其ノ人ヲ得ルニハ

(1) 教育ヲ改革ノ具ニ供シ、又ハ改革ニ影響セラル、コトヲ避ケネバナラヌ。之カ為ニハ、
地方

教育行政の設計

教育行政の設計は文部省の一元的指揮監督の下に置く要

がある、

(四) 教育に關スル人事を劃期的に刷新スルト共に督學及視學制
度も根本的に振作スルコト。

(八) 教師の社会的地位及待遇を改善シテ、教育界に自由闊達ノ
氣風ト威信ヲ保持セシムル為、俸給令ヲ根本的に改正シテ、
教育俸給費、旅費、其他諸給與ヲ全額國庫負担トスルコト

(二) 政府ハ教育ノ大綱ヲ指示スルニ止メ、一切ノ施設運営ハ地
方ノ狀況ニ応ジ時運ノ要請ニ隨從シ、之ヲ教育者自ラノ責任
ニ於テ自主自律的に行ハシムルコト

(六) 地方ノ指導的人材ヲ簡拔シテ教育者タラシムル措置ヲ講ジ、
永ク其ノ郷党ノ子弟教育ニ任セシムルコト

(3) 教師、教養を昂ムルコト

(イ) 教員養成機関ヲ拡充強化セバナラヌ。之が為ニハ師範教育制度
ヲ根本的に改革シテ、教育者ハ漸次之ヲ大學卒業者ニスルト共に

師範大學院ヲ特設シテ最高ノ教育研究所ト人格陶冶ニ資セシムルコト

(ロ) 教育者ノ再教育ヲ徹底セシムル為、大學、高等、専門學校、圖書
館、其他研究機関等ヲ解放スルト共に現職ノ俸國內ノ視察研究
ハ國ヨリ廣ク海外留學ノ途ヲ拓クコト。

(ハ) 教師ノ衣食住ヲ保障シ、安ンジテ教養ヲ昂メ、教育ト研究ニ専念
シテ、其ノ使命ノ達成ニ精進セシムル為、教員住宅ノ建設、學校
附屬農園ノ特設、交通費ノ補助等特段ノ措置ヲ講ズルコト。

(4) 教育方法の刷新

- (1) 教育の機會均等と學問の門戸解放トヲ具現スル為、貧困、性別、入學、受験資格等ニ因ル進學ノ障礙ヲ撤廃スルコト
- (2) 同一主義ノ教育ヲ根本的ニ刷新スルト共ニ講義制教育ノ弊ヲ除去シテ自學自習、自主創造ノ教育トスルコト
- (3) 教育内容ヲ平易簡明ニシテ、詰々ノ教育ヨリ之ヲ理解ノ教育ニ改メルコト

(4) 上級學校ニ進學スル準備教育化セル現在、中等教育ヲ是正シテ、之ヲ教育即生活ノ實踐的教育タラシムルコト、

(5) 速ニ教育方針ヲ確立シ、印刷能力ヲ復興シテ新事態ノ要請ニ適応スル教科書ヲ編纂スルコト、

三 教育制度の根本的刷新

冷嚴ナル敗戦自由ト、脚下ノ現実トヲ正視シテ、新日本建設ノ重大使命ヲ達成スル為先ヅ現行ノ教育制度ヲ再検討シテ、其ノ根本的刷新ヲ圖ラズニバナラヌ、之ガ為ニハ、卓拔セル知識経験者等朝野ノ權威ヲ網羅シ特ニ其ノ構成ニ留意シテ教育制度改革ノ特別委員会ヲ設置スルコト、

(1) 國民學校ヨリ大學ニ至ル迄一貫セル學校制度ヲ確立シテ、特ニ要請ニ基キ教育内容、學校系統、学科課程、教授時数、修業年限、學期進級、入學資格、年齢低下、男女共學、學校ノ卒業ニ依ル資格特典等ニ一大改革ヲ新行スルコト

(3) 青年學校教育の拡充強化

(1) 教育ヲ生活ニ直結セシメテ、知識技能、習得練習ト勤勞ノ効率化

トヲ四リ以テ科学的ニシテ實際的ナル公民ヲ養成スルコト、

(四) 速ニ青年學校教育ノ女子義務制ヲ確立シ其ノ徹底ヲ期シテ

我が國教育水準ノ向上ヲ図ルコト

(八) 上級學校ニ対スル進學資格、普通文官ノ登用資格等ヲ附與

スルコト

(一) 青年學校教師ノ養成機關ヲ拡充強化スルコト

(4) 女子教育ノ刷新

(1) 男女教育ノ機会均等ヲ確立スルコト

(2) 女子ノ特性ヲ生カス教育施設ニ万全ノ措置ヲ講スルコト

(5) 科學教育ノ振興

焦土ノ中ニ戰後ノ産業經濟ヲ再建シテ、未曾有ノ危殆ニ頻セル民生

ノ安定ト賠償等重大使命ヲ達成スル為ニハ之ヲ科學教育ノ飛躍的振

興ニ俟ツ外ハナイ。故ニ

(1) 科學的研究機關ヲ劇期的ニ拡充強化スルコト、

(2) 天才教育ノ徹底ヲ期スル為其ノ指導者、施設、研究機關、經費等

ニ付特段ノ措置ヲ講スルコト、

(3) 一般ノ科學水準ヲ向上セシムル為大學、高等專門學校等ノ解放、

科學圖書館、博物館其他ノ社會教育施設等ノ普及改善ヲ圖ルコト

(6) 家庭及社會教育ノ改善

特ニ家庭教育ニ留意シテ、身心ノ基礎的教養ニ遺憾ナキヲ期スルコト

共ニ社會教育ノ徹底ニ万全ノ措置ヲ講シテ、博物館、圖書館、映画、

幼幼燈、ラヂオ、新聞、雜誌等ノ普及改善ヲ期スルコト

教育ノ完成ニ寄与セシムルヲ、

(7) 私學ノ振興

(1) 官公立万能ノ弊ヲ一掃スルト共ニ卒業者ノ差別的待遇ヲ絶対ニ撤
廢スルコト

(2) 教師ノ身分、榮譽ヲ保障スルノ途ヲ拓クト共ニ國費ノ補助ヲ增強シ
テ學校ノ施設及經營ニ處算ナキヲ期セシムルコト

四、學校ノ戰災復興ト國土計畫

(1) 未曾有ノ戰災ト國家再建ノ要請トニ鑑ミ速ニ根本的國土計畫ヲ策定
シテ之ニ依リ從來大都市ニ集中偏在セル學校ヲ速ニ地方ノ適地ニ分散
配置シテ地方文化ノ向上及兄弟ノ負擔軽減等ヲ圖ルコト

(2) 學校施設、學園ヲ特設シテ急遽ニ戰災學校ヲ復興スルコト

(3) 教師及學生等ノ衣食住ヲ保障スルヲ爲シ教員住宅、寄宿舎、附屬
農園等ノ設置及之ニ要スル資材等ノ優先配給、特段ノ措置ヲ講ス

ルコト

